

三重県告示第 664 号

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 2 第 2 号ハに掲げる指定地域内の特定事業場で、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」といいます。）から排出される排出水の汚濁負荷量について、化学的酸素要求量に係る総量規制基準を次のとおり定めます。

令和 4 年 10 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げる総量規制基準のとおりとします。

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	昭和 55 年 7 月 1 日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に水質汚濁防止法（以下「法」という。）第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
2	昭和 55 年 7 月 1 日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で、同日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後法第 5 条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場（次の各項に掲げるものを除く。）	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
3	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和 56 年政令第 327 号。以下「昭和 56 年改正政令」という。）の施行により昭和 57 年 7 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 56 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
4	昭和 56 年改正政令の施行により昭和 57 年 7 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 56 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和 56 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされたものを除く。）	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
5	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和 57 年政令第 157 号。以下「昭和 57 年改正政令」という。）の施行により昭和 58 年 1 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 57 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
6	昭和 57 年改正政令の施行により昭和 58 年 1 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 57 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和 57 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされたものを除く。）	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
7	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和 63 年政令第 252 号。以下「昭和 63 年改正政令」という。）の施行により平成元年 4 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 63 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第 5 条又は第 7 条の規定によ	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$

	る届出がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。)	
8	昭和 63 年改正政令の施行により平成元年 4 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 63 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和 63 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされたものを除く。）	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
9	水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令（平成 2 年政令第 266 号。以下「平成 2 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
10	平成 2 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 3 年 4 月 1 日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 2 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
11	水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令（平成 3 年政令第 240 号。以下「平成 3 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
12	平成 3 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 3 年 10 月 1 日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 3 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
13	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 10 年政令第 173 号。以下「平成 10 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
14	平成 10 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち平成 10 年 6 月 17 日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 10 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
15	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 11 年政令第 412 号。以下「平成 11 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
16	平成 11 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち平成 12 年 3 月 1 日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 11 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
17	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 13 年政令第 201 号。以下「平成 13 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
18	平成 13 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 13 年 7 月 1 日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 13 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
19	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 147 号。以下「平成 24 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$

20	平成 24 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 24 年 5 月 25 日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 24 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{c_j} \cdot Q_{c_j} + C_{c_i} \cdot Q_{c_i} + C_{c_o} \cdot Q_{c_o}) \times 10^{-3}$
----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------

備考

この表に掲げる式において、 L_c 、 C_c 、 Q_c 、 C_{c_j} 、 C_{c_i} 、 C_{c_o} 、 Q_{c_j} 、 Q_{c_i} 及び Q_{c_o} は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_c 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1 日につきキログラム）

C_c 別表に掲げる化学的酸素要求量（単位 1 リットルにつきミリグラム）

Q_c 特定排出水の量（単位 1 日につき立方メートル）

C_{c_j} 別表に掲げる化学的酸素要求量（単位 1 リットルにつきミリグラム）

C_{c_i} 別表に掲げる化学的酸素要求量（単位 1 リットルにつきミリグラム）

C_{c_o} C_c と同じ値（単位 1 リットルにつきミリグラム）

Q_{c_j} 平成 3 年 7 月 1 日（12 の項にあっては平成 3 年 10 月 1 日、14 の項にあっては平成 10 年 6 月 17 日、16 の項にあっては平成 12 年 3 月 1 日、18 の項にあっては平成 13 年 7 月 1 日、20 の項にあっては平成 24 年 5 月 25 日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加した又は増加する特定排出水の量（単位 1 日につき立方メートル）

Q_{c_i} 昭和 55 年 7 月 1 日（4 の項にあっては昭和 57 年 7 月 1 日、6 の項にあっては昭和 58 年 1 月 1 日、8 の項にあっては平成元年 3 月 28 日、10 の項にあっては平成 3 年 4 月 1 日）から平成 3 年 6 月 30 日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加した特定排出水の量（単位 1 日につき立方メートル）

Q_{c_o} 特定排出水の量（ Q_{c_j} 及び Q_{c_i} を除く。）（単位 1 日につき立方メートル）

附 則

- この告示は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。
- 水質汚濁防止法の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準(平成 29 年三重県告示第 444 号)は、この告示の施行に伴い廃止する。

別表

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	化学的酸素要求量（単位 1 リットルにつきミリグラム）		
			C_c 、 C_{c_o}	C_{c_i}	C_{c_j}
2	畜産農業		70	70	60
3	天然ガス鉱業		60	60	60
4	非金属鉱業		20	20	20
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業		40	40	30
6	乳製品製造業 (平成 8 年 9 月 1 日前の特定施設に係る量)		30	30	20
					30
7	畜産食料品製造業（前 2 項に掲げるものを除く。）	イ	50	50	30
		ロ	40	40	30
8	水産缶詰・瓶詰製造業		40	40	30
9	寒天製造業		55	55	55
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業		30	30	20
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）		30	30	20
12	冷凍水産物製造業		30	30	20
13	冷凍水産食品製造業		40	40	30
14	水産食料品製造業（整理番号 8 の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	イ	40	40	30
		ロ	40	40	30
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業		40	40	30
16	野菜漬物製造業		40	40	30

17	味そ製造業		70	70	30
18	しょう油・食用アミノ酸製造業		70	70	40
19	うま味調味料製造業		20	20	20
20	ソース製造業		30	30	30
21	食酢製造業		40	40	30
22	砂糖精製業		40	40	30
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業		50	50	30
24	小麦粉製造業		30	30	30
25	パン製造業		30	30	20
26	生菓子製造業		40	40	30
27	ビスケット類・干菓子製造業		40	40	30
28	米菓製造業		40	40	40
29	パン・菓子製造業（整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。）		40	40	30
30	植物油脂製造業	イ	50	40	30
		ロ	40	40	30
31	動物油脂製造業		40	40	30
32	食用油脂加工業		40	40	30
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業		50	50	40
34	穀類でんぷん製造業		50	50	40
35	めん類製造業		50	30	30
37	豆腐・油揚げ製造業	イ	50	30	30
		ロ	30	30	30
38	あん類製造業	イ	70	70	40
		ロ	60	60	40
39	冷凍調理食品製造業		30	20	20
40	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの		30	30	30
41	清涼飲料製造業		20	20	20
42	果実酒製造業		30	30	30
43	ビール製造業		30	30	30
44	清酒製造業		30	30	30
45	蒸留酒・混成酒製造業		30	30	20
46	インスタントコーヒー製造業		30	20	20
47	配合飼料製造業		20	20	20
48	単体飼料製造業		20	20	20
49	有機質肥料製造業		20	20	20
50	たばこ製造業		30	20	20
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）		30	30	30
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの		75	75	70
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの		90	90	90
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの		40	40	30
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	イ	100	80	80
		ロ	80	80	80

60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		90	90	90
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		50	50	50
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		60	50	50
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		100	90	80
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの		70	70	60
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの		40	40	40
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの		40	40	40
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの		40	40	40
68	繊維工業（整理番号 55 の項から前項に掲げるものを除く。）		30	30	30
69	一般製材業又は木材チップ製造業		40	40	40
71	A	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	30	30	30
	B	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業であって、接着機洗浄水を循環するもの	10	10	10
75	木材薬品処理業		20	20	20
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの		70	70	60
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの		60	60	60
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナ－グランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの		50	50	50
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		70	70	70
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの		80	80	80
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		60	50	40
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの		80	70	60
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		60	60	50
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの		90	90	80
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの		100	100	70
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナ－グランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナ－グランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの		50	40	40

87		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	30	20	20
88		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	40	40	40
89		機械すき和紙製造業	60	60	60
90		手すき和紙製造業	90	90	80
91		塗工紙製造業	20	20	20
92		段ボール製造業	30	30	15
93		重包装紙袋製造業	70	70	70
94		セロファン製造業	30	30	15
95		乾式法による繊維板製造業	40	40	40
96		繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	80	80	60
97		パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	25	25	25
100		印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	50	50	50
101		製版業	50	50	50
102		窒素質・りん酸質肥料製造業	30	30	30
103		複合肥料製造業	30	30	30
104		化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	30	30	30
105		ソーダ工業	20	20	20
106		電炉工業	20	20	20
107	A	無機顔料製造業	20	20	20
	B	無機顔料製造業（黄鉛製造工程を有するもの）	60	60	50
108	A	無機化学工業製品製造業（整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	20	20
	B	無機化学工業製品製造業（硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄（顔料を除く。）製造工程に係るもの）	40	40	40
	C	無機化学工業製品製造業（希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程に係るもの）	50	50	50
109	A	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	60	60	40
	B	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程（青酸誘導品含有排水を排出する工程）に係るもの	150	150	150
	C	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程（塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程）に係るもの	100	80	80
	D	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの（エピクロルヒドリン製造工程）に係るもの	140	130	130
110	A	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	50	30
	B	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程（合成染料又は合成染料中間物の製造工程）に係るもの	190	190	180
111	A	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	30	30
	B	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程（メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程）に係るもの	70	70	70
112	A	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	40	40	40
	B	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工	60	60	50

		程（乳化重合法による合成ゴム製造工程）に係るもの			
	C	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程（クロロブレンゴム製造工程）に係るもの	130	130	130
113	A	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	50	50	50
	B	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（有機ゴム薬品製造工程）に係るもの	270	260	260
	C	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（有機農薬原体製造工程）に係るもの	180	180	160
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。）		60	50	40
115	A	脂肪族系中間物製造業	60	60	50
	B	脂肪族系中間物製造業（青酸誘導品含有排水を排出する工程に係るもの）	210	210	190
	C	脂肪族系中間物製造業（塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程に係るもの）	110	80	80
	D	脂肪族系中間物製造業（エピクロルヒドリン製造工程に係るもの）	140	130	130
116	メタン誘導品製造業		30	30	20
117	発酵工業		120	110	110
118	コーラルタール製品製造業		120	120	120
119	A	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	50	30
	B	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業（合成染料又は合成染料中間物の製造工程に係るもの）	190	190	190
120	A	プラスチック製造業	30	30	20
	B	プラスチック製造業（メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程に係るもの）	70	60	50
	C	プラスチック製造業（硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程に係るもの）	60	60	50
121	A	合成ゴム製造業	40	40	40
	B	合成ゴム製造業（乳化重合法による合成ゴム製造工程に係るもの）	70	70	70
	C	合成ゴム製造業（クロロブレンゴム製造工程に係るもの）	130	130	130
122	A	有機化学工業製品製造業（整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。）	50	50	50
	B	有機化学工業製品製造業（有機ゴム薬品製造工程に係るもの）	150	150	150
	C	有機化学工業製品製造業（有機農薬原体製造工程に係るもの）	180	180	160
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの		50	40	20
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの		30	30	30
125	A	合成繊維製造業	30	20	20
	B	合成繊維製造業（アクリル系繊維製造工程に係るもの）	60	40	30
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業		40	40	30

127	石けん・合成洗剤製造業		10	10	10
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）		40	40	40
129	塗料製造業		40	40	40
130	印刷インキ製造業		40	40	30
131	医薬品原薬・製剤製造業 （平成8年9月1日前の特定施設に係る量）		80	80	60 70
132	医薬品製剤製造業		40	30	30
133	生物学的製剤製造業		30	30	30
134	生薬・漢方製剤製造業		20	20	20
135	動物用医薬品製造業		60	60	50
136	A	火薬類製造業	20	20	20
	B	火薬類製造業（硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程に係るもの）	60	60	50
137	農薬製造業		30	30	20
138	合成香料製造業		120	110	110
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）		30	30	20
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業		30	30	20
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）		20	20	20
143	写真感光材料製造業		10	10	10
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業		40	40	40
145	イオン交換樹脂製造業		160	160	130
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）		50	40	40
147	A	石油精製業	20	20	20
	B	石油精製業（潤滑油製造工程を有するもの）	30	30	30
148	A	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30
	B	潤滑油製造業（硫酸洗浄工程を有するもの）	40	40	40
149	コークス製造業		180	180	90
150	石油コークス製造業		70	70	50
151	自動車タイヤ・チューブ製造業		10	10	10
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの		60	40	40
153	A	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	20	20
	B	ゴム製品製造業（曲がり管製造工程に係るもの）	50	40	40
154	なめしかわ製造業		100	100	100
155	毛皮製造業		50	50	50
156	板ガラス製造業		10	10	10
157	板ガラス加工業		10	10	10
158	ガラス製加工素材製造業		10	10	10
159	ガラス容器製造業		10	10	10
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業		10	10	10
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業		10	10	10
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業		50	50	50
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）		40	30	30
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）		10	10	10
165	生コンクリート製造業		10	10	10

166	コンクリート製品製造業		10	10	10
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）		10	10	10
168	黒鉛電極製造業		20	20	20
169	砕石製造業		20	20	20
170	鉱物・土石粉碎等処理業		20	20	20
172	うわ薬製造業		20	20	20
173	A	高炉による製鉄業	10	10	10
	B	高炉による製鉄業（コークス炉を有するもの）	40	30	30
175	フェロアロイ製造業		20	20	20
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）		10	10	10
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）		20	20	20
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）		20	20	20
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）		20	20	20
181	冷間ロール成型形鋼製造業		20	20	20
182	鋼管製造業		20	20	20
183	伸鉄業		10	10	10
184	磨棒鋼製造業		10	10	10
185	引抜鋼管製造業		10	10	10
186	伸線業		10	10	10
187	ブリキ製造業		20	20	20
188	亜鉛鉄板製造業		20	20	20
189	めっき鋼管製造業		20	20	20
190	めっき鉄鋼線製造業		20	20	20
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）		10	10	10
192	鍛鋼製造業		10	10	10
193	鍛工品製造業		10	10	10
194	鋳鋼製造業		10	10	10
195	鋳鉄鋳物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）		10	10	10
196	鋳鉄管製造業		10	10	10
197	可鍛鋳鉄製造業		10	10	10
198	鉄粉製造業		10	10	10
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）		10	10	10
200	非鉄金属製造業		10	10	10
201	電気めっき業	イ	50	40	40
		ロ	40	40	40
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	イ	20	10	10
		ロ	10	10	10
203	一般機械器具製造業		20	10	10
204	電子回路製造業	イ	30	20	20
		ロ	20	20	20
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業		10	10	10

206	輸送用機械器具製造業		イ	30	10	10
			ロ	20	10	10
207	精密機械器具製造業			10	10	10
208	ガス製造工場			20	20	20
209	下水道業			30	20	20
210	空瓶卸売業			30	20	20
211	共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 5 条の 2 に規定する施設をいう。）			40	30	30
212	弁当仕出屋又は弁当製造業			50	50	30
213	A	飲食店		50	40	30
	B	飲食店（平成 18 年 2 月 1 日以降に設置されるし尿浄化槽を使用するもの）		30	30	30
214	A	宿泊業	イ	60	50	30
			ロ	50	40	30
	B	宿泊業（平成 18 年 2 月 1 日以降に設置されるし尿浄化槽を使用するもの）		30	30	30
215	リネンサプライ業			50	50	30
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）			40	40	30
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）			60	60	60
219	自動車整備業			20	20	20
220	A	病院	イ	40	30	30
			ロ	30	30	30
	B	病院（平成 18 年 2 月 1 日以降に設置されるし尿浄化槽を使用するもの）		30	30	30
221	A	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 5,001 人以上のもの）		30	30	30
	B	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 5,000 人以下 501 人以上のもの）		40	30	30
	C	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 5,000 人以下 501 人以上のものであって、昭和 55 年建設省告示第 1292 号が適用される前のもの）		40	40	30
	D	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 501 人以上のものであって、平成 18 年 2 月 1 日以降に設置されるもの）		30	30	30
	E	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 501 人以上のものであって、平成 18 年 2 月 1 日以降に設置され、建築基準法施行令第 32 条第 3 項第 2 号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの）		20	20	20
222	A	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下 201 人以上のものに限る。）		60	60	40
	B	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下 201 人以上のものであって、昭和 55 年建設省告示第 1292 号が適用される前のもの）		70	70	40

	C	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものであって、平成18年2月1日以降に設置されるもの）		30	30	30
223	A	し尿処理業（日平均排水量が3,000 m ³ 以上のものであって、し尿浄化槽に係るものを除く。）		40	30	20
	B	し尿処理業（日平均排水量が3,000 m ³ 未満のものであって、し尿浄化槽に係るものを除く。）		40	40	30
	C	し尿処理業（嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものであってし尿浄化槽に係るものを除く。）		30	20	20
224	ごみ処理業		30	30	30	
225	廃油処理業		20	20	20	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）		20	20	20	
227	死亡獣畜取扱業		40	40	40	
228	と畜場		40	40	40	
229	中央卸売市場		30	20	20	
230	地方卸売市場		30	30	30	
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第1条の2各号に掲げるものをいう。）		30	30	30	
232	A	2の項から前項までに分類されないもの（生活系に係るもの）		70	40	40
	B	2の項から前項までに分類されないもの（生活系に係るものを除く。）		10	10	10

注 特定排出水量の欄の区分は、次のとおりとする。

イは、1事業場当たりの総特定排出水量が1日当たり400立方メートル未満の指定地域内事業場に適用する。

ロは、1事業場当たりの総特定排出水量が1日当たり400立方メートル以上の指定地域内事業場に適用する。